

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程（以下「組織規程」という。）第14条第2項に基づき、公立大学法人公立鳥取環境大学（以下「法人」という。）及び法人が設置する公立鳥取環境大学（以下「本学」という。）の事務局の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第2条 法人及び本学の事務を管理するため、組織規程第14条第1項に基づき設置する課等に次の内部組織を置く。

課等	内部組織
(1) 総合戦略課	
(2) 総務課	総務・施設係、財務係、学部・センター事務室
(3) 研究交流推進課	研究交流係
(4) 入試広報課	広報係、入試係
(5) 学務課	教務・教職係、学生支援係、キャリア支援室
(6) 図書情報課	図書係、情報システム係
(7) 西部サテライトキャンパス	

(所掌事務)

第3条 総合戦略課の所掌事務は次のとおりとする。

- ・法人の運営に係る施策の企画及び立案に関する事。
- ・中期目標、中期計画、年度計画及び事業報告に関する事。
- ・自己点検評価及び外部評価に関する事。
- ・内部質保証の統括に関する事。
- ・教育研究及び業務運営等に関する情報の収集、分析、評価及び学内への提供に関する事。
- ・情報システム再構築の企画及び立案に関する事。
- ・理事長の特命事項に関する事。

2 総務課の所掌事務は次のとおりとする。

- ・経営審議会及び教育研究審議会に関する事。
- ・幹部会議及び部局長連絡調整会議に関する事。
- ・職員の採用、人事及び服務に関する事。
- ・SDに関する事。
- ・役員の報酬及び職員の給与に関する事。
- ・役員及び職員の福利厚生及び共済に関する事。
- ・法人及び大学諸規程の制定及び改廃に関する事。
- ・入学式、学位授与式等学内の諸行事に関する事。
- ・理事長等役員の秘書に関する事。
- ・情報公開及び個人情報保護に関する事。
- ・研究費の内部監査及び不正使用防止に関する事。
- ・大学施設設備の管理運営及び修繕に関する事。
- ・予算、決算及び債務管理に関する事。

- ・収入管理及び支払に関すること。
 - ・寄付金に関すること。
 - ・監査（監事及び会計監査人）に関すること。
 - ・物品等購入及び契約に関すること。
 - ・資産管理に関すること。
 - ・研究費及び教材費等の執行（購買及び出張等）事務に関すること。
 - ・研究室、実験室の固定資産及び管理物品の管理に関すること。
 - ・TA・研究補助等の雇用及び勤務管理等の事務に関すること。
- 3 研究交流推進課の所掌事務は次のとおりとする。
- ・TEAS等に関すること。
 - ・産官学連携に関すること。
 - ・地域連携及び地域貢献に関すること。
 - ・サステナビリティ研究所に関すること。
 - ・地域イノベーション研究センターに関すること。
 - ・まちなかキャンパス及びびむらなかキャンパスに関すること。
 - ・COC事業及びCOC+事業に関すること。
 - ・SDGsの取組に関すること。
 - ・大学及び研究機関との連携及び交流に関すること。
 - ・学長配分研究費、科学研究費補助金及びその他研究費補助金に関すること。
 - ・共同研究、受託研究及び受託事業の事務に関すること。
 - ・研究活動における不正行為防止に関すること。
 - ・紀要の発行に関すること。
 - ・公開講座に関すること。
 - ・動物実験に関すること。
 - ・遺伝子組換え実験に関すること。
 - ・国際交流に関すること。
 - ・本学学生の海外留学支援に関すること。
 - ・外国人留学生の受入及び生活支援に関すること。
 - ・国際交流センターの運営に関すること。
 - ・英語村の運営に関すること。
- 4 入試広報課の所掌事務は次のとおりとする。
- ・法人及び大学の広報（入試広報を含む）及び広聴に関すること。
 - ・大学の広報物の発行に関すること。
 - ・学生募集に向けた広報に関すること。
 - ・大学ホームページに関すること。
 - ・本学入学者選抜の実施に関すること。
 - ・大学入学共通テストの実施に関すること。
 - ・入学者選抜についての調査及び研究に関すること。
 - ・アドミッションセンターに関すること。
- 5 学務課の所掌事務は次のとおりとする。
- ・教授会及び研究科委員会に関すること。
 - ・学年暦、授業計画、シラバス、時間割及び授業実施に関すること。
 - ・学籍管理、履修指導、登録及び試験成績処理に関すること。

- ・学位記に関すること。
 - ・ポートフォリオの運用に関すること。
 - ・科目等履修生、聴講生、研究生及び委託生に関すること。
 - ・編入学、再入学及び転入学に関すること。
 - ・卒業（修了）及び進級に関すること。
 - ・学生証、成績証明書及び卒業（修了）証明書に関すること。
 - ・非常勤講師に関すること。
 - ・県内高等学校との連携に関すること。
 - ・教育懇談会に関すること。
 - ・寄付講座に関すること。
 - ・学生支援センターに関すること。
 - ・AI・数理・データサイエンス教育研究センターに関すること。
 - ・FDに関すること。
 - ・教職課程の免許取得の支援に関すること。
 - ・免許状更新講習に関すること。
 - ・学生生活の指導、相談及び支援に関すること。
 - ・学生の賞罰に関すること。
 - ・学生の退学、休学、除籍及び復学に関すること。
 - ・授業料減免及び奨学金に関すること。
 - ・学友会及び課外活動に関すること。
 - ・学生個票の管理に関すること。
 - ・学生交流に関すること。
 - ・スクールバスに関すること。
 - ・学生の健康診断、健康管理及び相談に関すること。
 - ・保健室の管理運営に関すること。
 - ・こころの相談室の管理運営に関すること。
 - ・同窓会に関すること。
 - ・学生のキャリア教育及びキャリア支援に関すること。
 - ・学生の就職指導及び就職先の斡旋に関すること。
 - ・学生のインターンシップに関すること。
 - ・就職情報の収集及び提供に関すること。
 - ・就職ガイダンス及び就職対策資格取得支援に関すること。
 - ・就職支援センターに関すること。
- 6 図書情報課の所掌事務は次のとおりとする。
- ・情報メディアセンターの運営に関すること。
 - ・図書館システムの管理運営に関すること。
 - ・情報メディアセンター資料の収集及び整理に関すること。
 - ・情報メディアセンター資料の保存、管理及び廃棄に関すること。
 - ・学術情報の収集及び提供に関すること。
 - ・閲覧、貸出、返却等の運用に関すること。
 - ・情報検索及びレファレンスに関すること。
 - ・各種情報システムの管理運営に関すること。
 - ・情報ネットワークシステムの整備及び管理運営に関すること。

- ・職員用パソコンのサポートに関する事。
- ・学生パソコンに関する事。
- ・学内及び学外ホームページの技術支援に関する事。
- ・情報セキュリティに関する事。

7 西部サテライトキャンパスの所掌事務は次のとおりとする。

- ・鳥取県西部地区における広報及び学生確保に関する事。
- ・求人開拓など学生への就職支援に関する事。
- ・鳥取県西部地区における公開講座等に関する事。
- ・鳥取県西部地区における地域連携に関する事。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、事務組織等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年規程第14号)

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

附 則 (令和4年規程第20号)

この規程は、令和4年5月20日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則 (令和5年規程第3号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第3号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。